

## 2018 年度橋梁点検士登録更新申請の手引き

2018 年 10 月

名古屋大学橋梁長寿命化推進室

橋梁点検士とは、名古屋大学大学院工学研究科 土木工学専攻 橋梁長寿命化推進室（以下「推進室」という。）が実施する「橋梁保全技術研修の検査点検コースを修了し、推進室が実施する「橋梁点検士判定試験」に合格した方が、推進室の橋梁点検士登録名簿に登録申請し、登録された方に名古屋大学が付与する称号です。登録の有効期間は、それぞれ試験合格年により異なりますが、登録料は 5,000 円です。

なお、登録更新を行う場合は更新講習の修了と登録更新申請が必要となりますが、この場合の登録料と更新講習料は有料となります。登録更新の有効期間は、それぞれ登録年により異なりますが、更新講習修了証の有効期間は修了した年度から 4 年です。

橋梁点検士は、国土交通省の「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿（平成 26 年国土交通省告示第 1107 号）に、平成 28 年 2 月 24 日に登録されています。

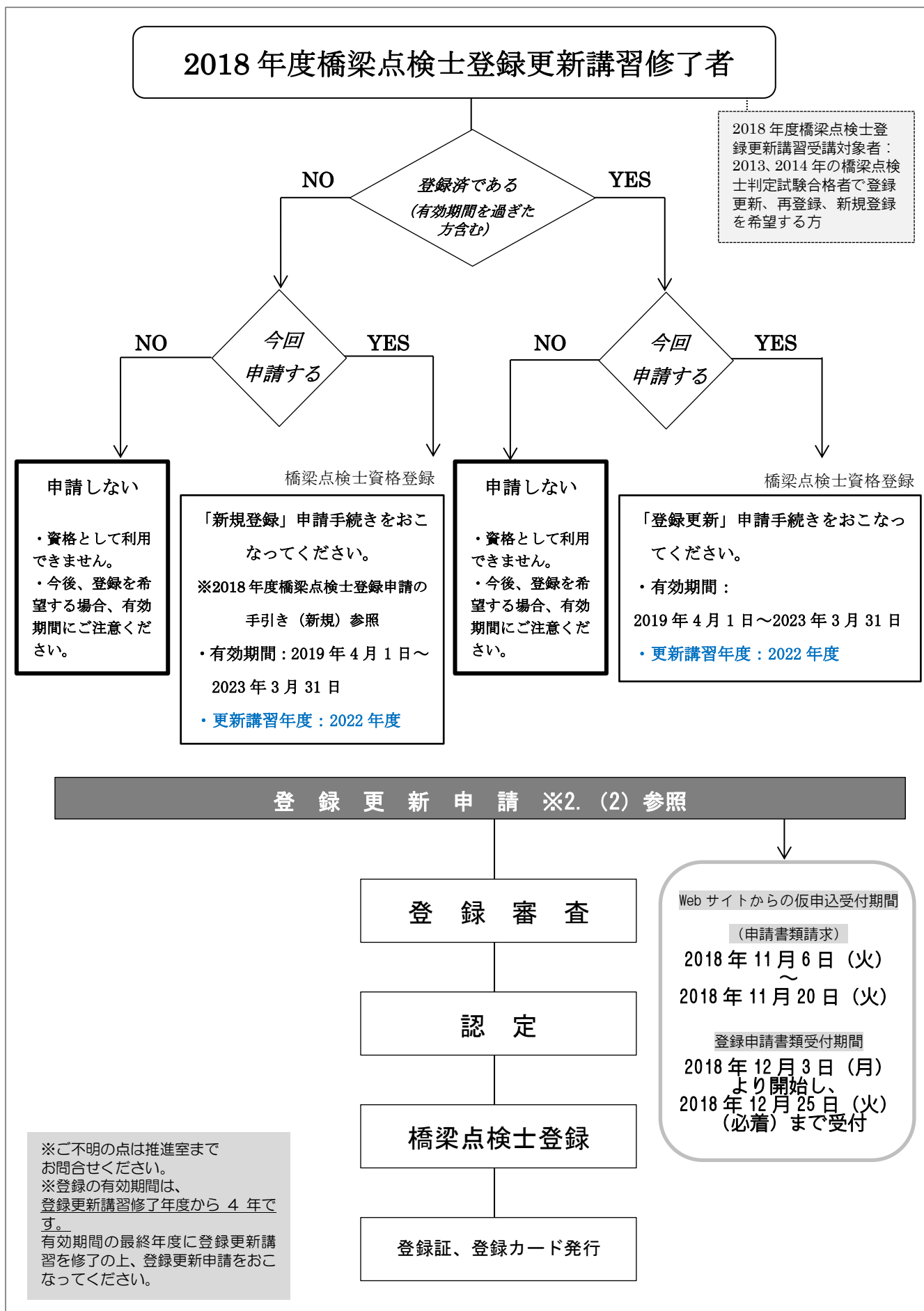
## 1. 登録要件

「橋梁点検士」は、道路法の改訂に伴い道路管理者が実施する道路の定期点検業務を担う技術者と位置付けており、そのため下記に示す要件を満たす方が登録更新することができます。

- 1) 2018 年度橋梁点検士登録更新講習修了者（ただし登録済または登録有効期間を過ぎた方）

※登録の有効期間は登録更新講習修了年度から 4 年で(2.登録申請手続き参照)、登録料は 5,000 円です。

2. 登録更新申請手続き  
 (1) 申請～登録の流れ

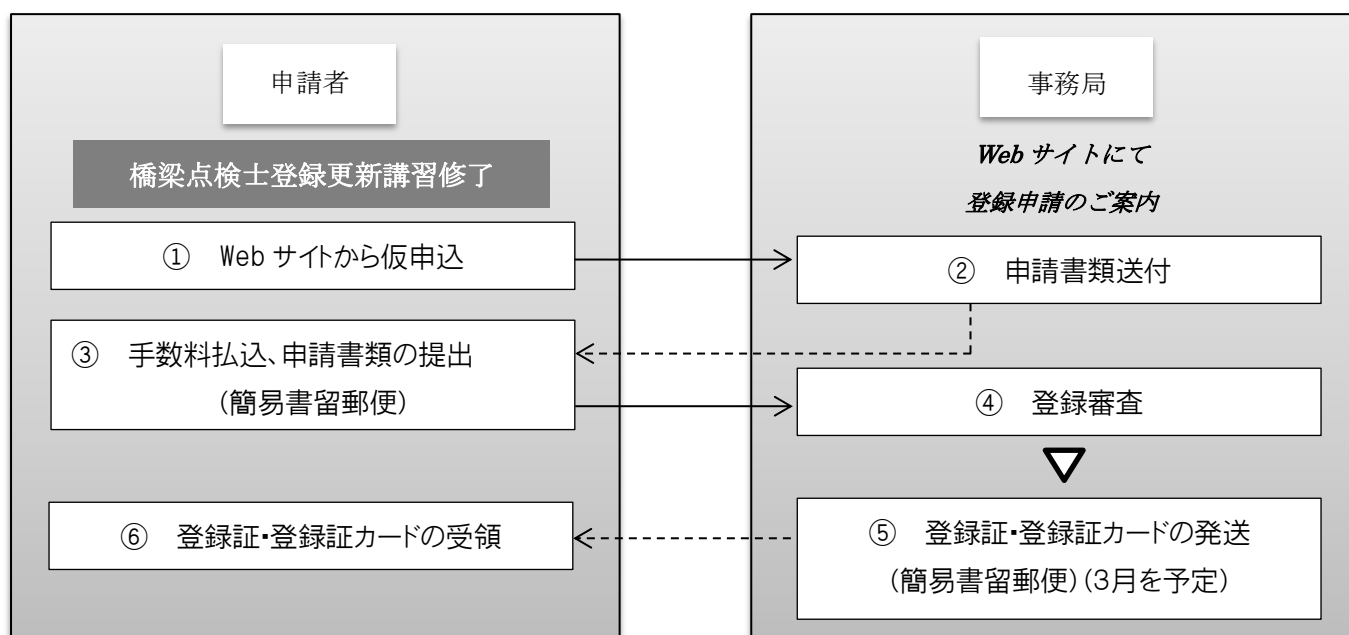


## (2) 申請方法

Web サイトから仮申込後、申請書類を簡易書留郵便にてご提出ください。

なお、いずれも定められた期間のみ受付を行いますのでご注意ください。

1) 申請フローは次のとおりです。なお、2) 申請時の注意点をご熟読ください。



## 2) 申請時の注意点

### ① Web サイトから仮申込（申請者）

・2018年度橋梁点検士登録更新講習修了者が対象です。（登録済みまたは登録有効期間を過ぎた方）

・合格証番号および橋梁点検士登録更新講習修了証番号が必要です。

・申込後、受付完了メールが自動送信されます。メールが受信されない場合は申込が完了しておりません。この場合、申請書は送付されませんのでご注意ください。再度手続きいただくか、事務局までご連絡ください。

・入力内容に不備のある場合、申請書類は送付されませんのでご注意ください。

### ② 申請書類送付（事務局）

・Webサイト仮申込締切日から10日経過しても申請書類が届かない場合は、事務局まで必ずご連絡ください。

・発送にお時間がかかる場合がございますのでご了承ください。

### ③ 申請書類の提出（申請者）

・締切日を厳守してください。（登録申請期間：2018年12月3日（月）～25日（火）必着）

・登録料は5,000円（税込）です。

### <提出書類>

イ) 橋梁点検士登録更新申請書（様式第1号-1、様式第1号-2）（一式）

ロ) 顔写真（縦30mm×横25mm）（1枚）

※裏面に氏名を記入し、申請書の所定欄に貼付。

※脱帽、正面上半身。6ヶ月以内に撮影され、顔が判別できるもの。カラー、白黒いずれも可。

※不鮮明なもの、スナップ写真等は無効。

ハ) 登録料払込受領書のコピー

※払込受領書のコピーに氏名、電話番号を明記し、申請書（様式第1号-2）の所定欄に貼付

してください。

【登録料払込に関する注意事項】

※送付する「納入依頼書（請求書）」から払込をしてください。

※振込に関する不明点は必ず推進室事務局までお電話ください。（TEL052-789-3726）

※振込手数料はご負担下さい。

※申請者の都合により申請を取り消す場合は、納付済の登録料は返還しません。

※必ずご本人様宛てに送付された納入依頼書を使用して下さい。（他の方宛ての納入依頼書は使用できません。）

二) 橋梁点検士登録更新講習修了証のコピー（1通）

※カラー、白黒いずれも可、用紙サイズの指定無しですが、記載内容が判別できるもの。

ホ) 「登記されていないことの証明書」（1通）

※全国の法務局・地方法務局において発行事務を取り扱っております。

※登録申請日の前3ヶ月以内に発行されたもの。

※証明書申請用紙の「証明事項」欄は「成年被後見人、被保佐人とする記録がない」を選択してください。

※外国籍の方は、外国人登録の「登録原票記載事項証明書」1通を提出してください。

※詳細は各法務局に確認ください。

法務局 Web サイト：[http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/static/i\\_no\\_02.html](http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/static/i_no_02.html)

へ) 住民票又は外国人在留カードの写し（1通）

※登録申請日の前3ヶ月以内の発行で、本人と本籍地が記載のもの。

※外国籍の方も必要です。

ト) 角型2号封筒（登録証、登録証カード送付用）（1枚）

※希望する送付宛先を明記してください。（事務局への申請書送付用封筒ではありませんのでご注意ください。）

※450円分の切手を貼付してください。（簡易書留郵便にて送付します。）

④ 登録証・登録証カードの発送（簡易書留郵便）（事務局）

・2019年3月頃、事務局より登録証及び登録証カードを送付いたします。

⑤ その他注意事項

・審査により、登録ができない場合は、理由を通知します。

・提出書類の不備や提出期限が過ぎた申請書については、申請書を返却し、審査・登録は行いません。

### 3. 登録更新

(1) 登録証、登録証カード

登録簿に登録更新または再登録された方に、登録証および登録証カードを発行いたします。

(2) 有効期間

登録証の有効期間は、登録更新講習修了年の翌年度から4年間とします。更新または有効期間後の再登録には登録更新講習の修了が必要となります。

### 4. 登録内容の変更、再発行

(1) 変更手続き

住所、勤務先、電話番号（主な連絡先）、メールアドレスに変更が生じる場合は必ず当室 HP の変更届より申込ください。不明点はお問合せください。

[https://www.n2u-bridge.jp/certification/change\\_reissue\\_reregistration/](https://www.n2u-bridge.jp/certification/change_reissue_reregistration/)

(2) 再発行

紛失等により、再発行を希望される場合は、当室 HP の再発行申請より申込んで下さい。不明点はお問合せください。

[https://www.n2u-bridge.jp/certification/change\\_reissue\\_reregistration/](https://www.n2u-bridge.jp/certification/change_reissue_reregistration/)

登録カードの再発行には手数料の負担が必要です。また、カードは3月にお渡ししますのでご了承ください。（申請が2、3月の場合、お渡しは翌年の3月になることがあります。）

登録カード再発行手数料：1,200円（税込）

5. 登録更新（有効期間以降）

(1) 登録更新

登録有効期間最終年度に申請をおこなってください。なお、推進室が行う「登録更新講習」を修了する必要があります。対象者には登録時の送付先住所へ、登録更新に関するご案内を送付します。

(2) 登録更新の申込をしない場合

有効期間満了にて登録は失効し、「橋梁点検士」の称号を使用することはできません。

(3) 再登録

有効期限が過ぎた場合は、「登録更新講習」を修了することにより、「再登録」をすることができます。

(4) 登録証、登録証カードの発行

「登録更新」「再登録」の手続きをした場合には、「登録証」および「登録証カード」を発行します。

(5) 登録更新手数料

5,000円（税込）

(6) 登録更新講習

登録更新と再登録を行う場合は、「登録更新講習」を受講していただきます。

受講料：9,000円（税込）

《お問合せ》

名古屋大学大学院工学研究科土木工学専攻 橋梁長寿命化推進室

〒464-8603 名古屋市千種区不老町

電話：052-789-3726 E-mail：[N2U-BRIDGE@civil.nagoya-u.ac.jp](mailto:N2U-BRIDGE@civil.nagoya-u.ac.jp)

HP：<https://www.n2u-bridge.jp/>

**N<sup>2</sup>U-BRIDGE**